



2022年4月12日

各位

会社名 鹿島建設株式会社
代表者 代表取締役社長 天野 裕正
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員総務管理本部
副本部長兼総務部長 西澤 直志
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第125期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条(電子提供措置等)は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (新設)	第3章 株主総会 (<u>電子提供措置等</u>) <u>第16条</u> 当社は株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 当社は <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。ただし、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月28日
定款変更の効力発生予定日	2022年6月28日

以 上